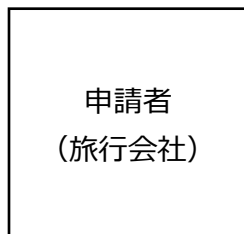


岐阜県教育旅行支援事業 申請から支払の手続きについて

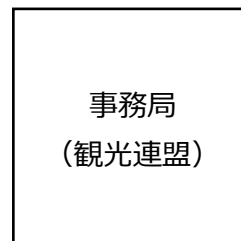
1. 実施フロー

(1) 旅行催行前



①助成金交付申請書 (様式第 1 号)

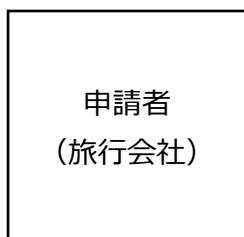
- ・助成金算出計算書 (様式第 2 号)
- ・旅行行程表
- ・旅行費用見積書 (写)
- ・旅行契約申込書 (写)



②助成金交付決定通知書 (様式第 3 号)

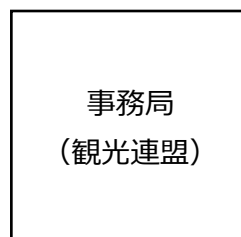


(2) 旅行催行後



③助成金実績報告書兼請求書(様式第 5 号)

- ・助成金実績内訳書 (様式第 6 号)
- ・実施証明書 (様式第 7 号)
- ・施設利用証明書 (様式第 8 号)
- または、宿泊証明書 (様式第 9 号)
- ・旅行行程表



④助成金額確定通知書 (様式第 10 号)



⑤助成金支払

2. 申請・支払スケジュール

(1) 旅行催行前<交付申請・交付決定>

- ①教育旅行出発日の原則 7 日前までに助成金交付申請書(様式第 1 号)の提出をお願いします。
(メールでも可としますが、後日必ず原本を郵送してください。)
- ②事務局で審査のうえ、助成金交付決定通知書(様式第 3 号)を申請者へ送付します。
なお、交付決定後、当該教育旅行の実施期間において、岐阜県内に「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」が発令された場合及び岐阜県が旅行商品割引事業の停止を決定した場合は、交付決定を取り消します。
※交付決定後に旅行が延期になった場合は、速やかに事務局へご連絡ください。

(2) 旅行催行後<実績報告書及び請求書の提出・支払>

- ③旅行が終了した日から 30 日を経過した日までに助成金実績報告書兼請求書(様式第 5 号)の提出をお願いします。
- ④事務局は検査を行い、助成金額確定通知書(様式第 10 号)により申請者へ通知すると共に、速やかに助成金をお支払いします。

【お問い合わせ先・申請先】

一般社団法人 岐阜県観光連盟 DMO 推進課

担当：横田、安田

住所：〒500-8384 岐阜県岐阜市藪田南 5-14-12

TEL：058-275-1480 (営業時間：平日 9:00～17:00)

E-mail: school@kankou-gifu.or.jp